

介護の仕事魅力発信動画作成業務委託仕様書

1 業務の名称

介護の仕事魅力発信動画作成業務

2 業務の目的

県民向けに介護の仕事の魅力を伝える動画を作成する。動画をとおして幅広い年齢層・対象者に介護の仕事の魅力を伝え、介護職のイメージアップを図ることで、介護人材の確保・定着につなげることを目的とする。

3 契約期間

令和6年4月1日（予定）から令和7年2月28日（予定）まで

4 委託業務の内容

（1）業務委託・動画の内容

- ・介護の仕事の魅力を伝える動画の撮影・編集業務（台本作成・出演者に対する演出指導含む）を行うこと。
- ・次の（2）及び（3）の動画を作成すること。
- ・BGM 及び聴覚障害者への配慮として字幕を挿入すること。
- ・埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」及び県章を掲載すること。
- ・動画の出演者の選定は原則埼玉県が行う。
- ・使用期限を定めない。
- ・効果的な広報のためのサムネイル画像等を作成すること。

（2）介護の仕事の魅力を紹介する動画

次のテーマで5分程度の動画を4本作成すること。

- ・介護の魅力PR隊等の出演者が、実際の介護の職場を訪問し、介護職の仕事を紹介する動画
- ・介護の仕事は、自立支援で利用者の生活の質を高めるというクリエイティブな仕事だということを紹介する動画

（3）県の介護の仕事魅力発信動画の視聴を促すスポット動画

県が作成した介護の仕事魅力発信動画の視聴を促す内容の15秒スポット動画を1本作成すること。

5 納品期限

令和6年7月1日～令和7年1月31日

YouTube に掲載可能な形式のデータを埼玉県福祉部高齢者福祉課介護人材担当に納品すること。

4の（2）の動画は令和6年度中（7月～1月頃）に複数回に分けて公開することを予

定しているため、納品日については委託者とよく協議すること。

4の(3)のスポット動画については令和6年9月30日までに納品すること。ただし、委託者と協議の上、さらに早く納品することを妨げない。

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は 全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 その他

- (1) 契約金額には、本件履行に係る一切の費用を含む。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のあるときは、委託者・受託者間で協議の上決定する。